

法政大学大学院研究生規程

規定第374号

一部改正	平成元年4月1日	平成 2年 4月 1日
	1996年 4月 1日	2005年 4月 1日
	2011年 4月 1日	2013年 4月 1日
	2016年 4月 1日	2019年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、法政大学大学院学則第53条で規定する研究生について必要事項を定める。

(資格)

第2条 研究生として入学できる者は、法政大学大学院学則第35条に定める博士後期課程の入学資格を有する者、又は博士後期課程を退学した者とする。

(申請手続)

第3条 研究生として入学を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 研究計画書
- (4) 受入指導教員の推薦書(受入承諾書)
- (5) その他本大学院で提出を求める書類

(入学許可)

第4条 前条により申請手続を行った者については、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲で研究科教授会の議を経て総長が入学を許可する。

(時期)

第5条 研究生の入学時期は、原則として、4月1日又は9月16日とする。

(研究期間)

第6条 研究生の研究期間は1年とする。

- 2 前項の研究期間を終了した者が再度研究生として入学を希望する場合は、第3条に基づき申請手続を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究生の研究期間は通算2年までとする。

(研究生指導料)

第7条 研究生は、別に定める研究生指導料を納入しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 平成元年4月1日 第4条、第6条を変更
- 3 平成2年4月1日 第5条を変更
- 4 1996年4月1日 第1条、第2条、第3条、第5条、第6条、第7条を変更
- 5 この規程は、2005年4月1日から第4条第1項及び第2項を改正し施行する。
- 6 大学院学則の改正に伴い、この規程の第1条を2011年4月1日から改正し施行する。
- 7 この規程は、第1条、第5条及び第6条を一部改正し、2013年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、第2条、第4条及び第8条を一部改正し、2016年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、第1条、第2条、第3条、第4条、第5条及び第6条を一部改正し、2019年4月

1日から施行する。

(追52)